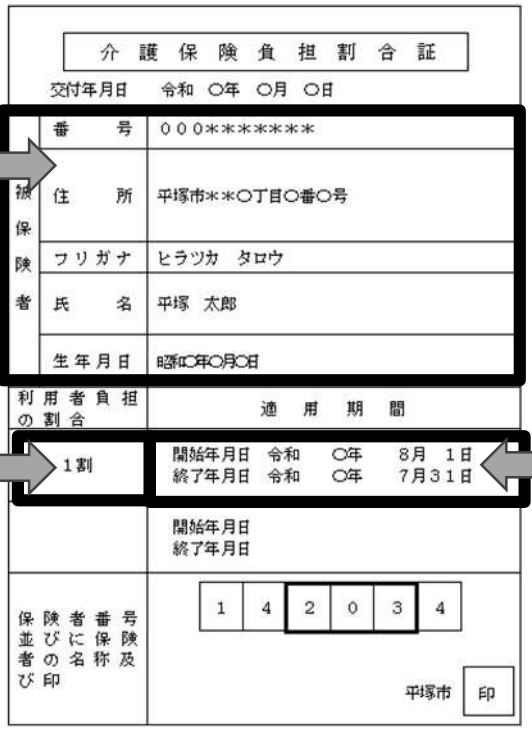
要支援･要介護認定をお持ちのみなさまへ

介護保険負担割合証をお送りします

介護保険負担割合証とは？

介護サービスを利用する際に利用者負担の割合（１割～３割）を記載したものです。

市内転居で住所変更になる場合は、介護保険課窓口に証をお持ちいただくと、新しい住所が書かれた証と差し替えできます。



ご自身の負担割合をご確認ください。
負担割合は、所得等に応じて１～３割で決定しています。
判定方法は裏面をご覧ください。

負担割合の適用期間をご確認ください。
負担割合は毎年見直しがあり、８月１日が切替日となるため、一律で７月３１日が終了日となっています。

よくある質問

Q．いつ使うものですか？

A．介護サービスを利用する時に、介護保険負担割合証（クリーム色）と介護保険被保険者証（ピンク色）を必ず２枚一緒に介護サービス事業者等に提示してください。介護保険被保険者証は、要介護（要支援）認定が決定した時にお送りしています。

Q．手元にある介護保険負担割合証の適用期間が切れそうなのですが。

A．毎年８月１日時点で要介護（要支援）認定を受けている方には、平塚市から自動的に新しい介護保険負担割合証を発行し、お送りしています。

Q．一度決定した負担割合は、終了年月日まで変わることはないですか？

A．所得や世帯の人数などの変更により、適用期間の途中で負担割合が変更になったり、変更が遡って適用されたりする場合があります。変更となる方には、新しい介護保険負担割合証をお送りいたします。

問い合わせ先　平塚市役所　介護保険課　介護給付担当
直通電話　0463（21）8790

2 割負担の対象となる方

65 歳以上で市区町村民税を課税されている方のうち、**合計所得金額**※1が 160 万円以上 220 万円未満の方。

ただし、**世帯**※2の 65 歳以上の方の「年金収入と**その他の合計所得金額**※3」の合計が単身で 280 万円未満、2 人以上の世帯で 346 万円未満の場合は１割負担になります。

3 割負担の対象となる方

市区町村民税を課税されている 65 歳以上で、**合計所得金額**※1が 220 万円以上かつ**世帯**※2の 65 歳以上の「年金収入と**その他の合計所得金額**※3」の合計が単身で 340 万円以上、2 人以上の世帯で 463 万円以上の方。

※1　一般的に収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費（事業系所得の方のみ）を控除した後の金額で、基礎控除等の各種控除をする前の所得金額（長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額があればそれを控除した額）を指します。

(*)介護保険法施行令により税法上の合計所得金額とは異なる場合があります。

詳細についてはお問い合わせください。

※2　住民基本台帳上の世帯を指します。

※3　合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得を除いた所得金額を指します。(*)

